

生活環境の向上や、地域経済の活性化及び定住促進を図るため、施行登録業者を利用して工事費用 30 万円以上の住宅リフォームや増改築工事を行う方を対象に、工事費の一部を補助します。

田野町住宅リフォーム 補助金制度

令和 7 年度版

田野町役場地域振興課

補助申請期間

令和7年4月1日～令和8年2月13日

注意) 上記期間でも、補助申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

Contents

趣旨	1
対象となる住宅	2
補助対象者	2
補助対象工事	3
補助金の額	4
施行事業者	5
手続きのご案内	6
【提出書類・様式一式】	
補助金交付申請書	8
補助金交付変更承認申請書	9
工事完了実績報告書	10
補助金交付請求書	11
補助金交付決定承継申請書	12
施工事業者登録申請書	13
施工事業者登録事項変更届	15
建物所有者同意書	16
申立書	17
委任状	18
Q & A	19

趣旨



上記目的を達成するために、住宅の増改築やリフォーム工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

対象となる住宅

- ・一戸建て住宅又は、店舗等併用住宅で住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ床面積の 1/2 以上であるもの。(いずれも車庫や物置・納屋は含みません。)
- ・共同住宅にあつては、区分所有者の専有部分となります。



補助対象者

リフォーム工事を発注するいずれかに該当する方

田野町に住民
登録をしている方

工事完了後
田野町内に
転入する方

空家情報バンク
に登録をした方

一般リフォーム

定住促進事業対象

町税等町に対する債務を滞納していない世帯の構成員であり、
次のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ・自己又は自己が相続権を有する町内の住宅のリフォーム工事を行う者。
- ・自己が居住する、又は、居住しようとする目的で、町内の住宅の増改築やリフォーム工事を行う者。

- ・空き家対策としてのリフォームであり、田野町空き家等情報バンクに登録を行う者
- ・過去に空き家等情報バンクに登録した者

補助対象工事

基本要件

- リフォーム工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む額）が30万円以上であること。
- 施工事業者登録を行った業者が施工するものであること。（P.5 参照）

補助対象となるもの、ならないものがありますのでご注意ください。

補助対象となるもの

- 
- (1) 住宅の増築、改築、減築、解体
 - (2) 浴室の改修
 - (3) 台所の改修
 - (4) トイレの改修
 - (5) 給排水衛生設備工事（配管等）
 - (6) 給湯設備工事
 - (7) 換気設備工事
 - (8) オール電化住宅工事
 - (9) 屋根のふき替え、塗装、防水工事
 - (10) 外壁の張り替え、塗装工事
 - (11) 床、内壁、天井の張り替え等の内装工事
 - (12) 床、内壁、天井、屋根の断熱工事
 - (13) ふすま、障子、たたみの張り替え工事
 - (14) 雨どいの改修
 - (15) 建具、窓枠、サッシの取替等、改修工事
 - (16) 塀の改修
 - (17) バリアフリー改修
 - (18) その他町長が認める工事

補助対象とならないもの

- 
- 次の製品及び工事は補助対象外です。
- (1) 家電製品の購入
テレビ、エアコン、ファンヒーター、ストーブ、冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、炊飯器、食器洗浄機、照明器具、洗濯機、その他これらの製品に類する物。
 - (2) 厨房製品
ガスコンロ、換気扇、調理台、食器棚等、工事の伴わない設置のみの場合
 - (3) 対象外工事
車庫、物置、倉庫等の工事
塀以外の植栽工事
解体のみの工事
電話、インターネット、テレビアンテナの設置工事
 - (4) その他町長が対象外とする製品や工事

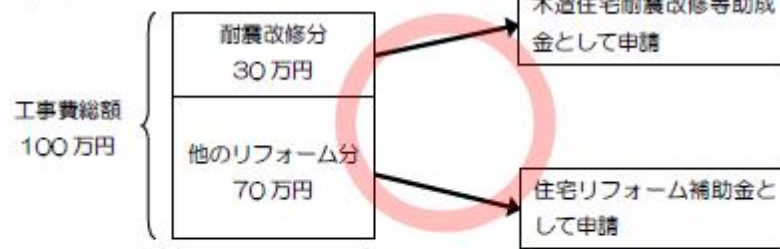
※田野町ではリフォームに関連した補助金として他に

- ①住宅耐震改修等補助金
 - ②住宅改修費助成（介護保険）
 - ③障害者住宅改造費助成
- 中芸広域連合

などがあります。

②や③の補助制度を活用される方はリフォームによる補助金を受けることができませんのでご注意ください。ただし、①の住宅耐震改修等助成金については、リフォーム補助金部分と耐震改修補助金部分を分けて、それぞれ補助金申請を行うことは可能です。（図 例1～3 参照）

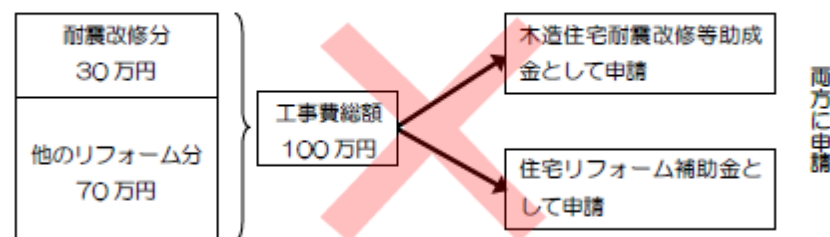
(例1) 分割して、それぞれ補助申請を行う場合



(例2) リフォーム補助金としてまとめて申請を行う場合



(例3) 同じ内容の工事を複数に申請する場合



補助金の額

一般リフォーム	定住促進事業対象
リフォーム工事 (税込30万円以上の工事に限る。)に係る 補助対象経費の 20% (限度額 30 万円)	リフォーム工事 (税込30万円以上の工事に限る。)に係る 補助対象経費の 30% (限度額 40 万円)

※ 1 万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。

施行事業者

住宅リフォーム補助金の対象工事は、**施工事業者登録を受けた事業者の行う工事に限られます**。施工事業者登録を受けられる事業者は次のとおりです。

町税等町に対する債務を滞納していない者で、次のいずれかに該当する事業者

法人事業者の方

町内に事業所（本店、支店、又は営業所）を有し、建設業法第3条第1項で規定されている都道府県知事等の許可を受けている方。
ただし、補助対象工事を行える業種で受けていること。

個人事業者の方

町内に住所又は事務所を有し、建設業法第7条第2号※イまたはロに規定する経歴を有している方。
ただし、経歴は補助対象工事に該当するものに限りします。

※イ・・・高等学校もしくは中等教育学校を卒業後、工事について5年以上の実務経験がある方。または、大学もしくは高等専門学校在学中に所定の学科を修め、卒業後、工事について3年以上の実務経験がある方。

※ロ・・・10年以上の実務経験がある方。

建設業の種類と業務内容一覧(参考)

建設業の種類	建設業の内容
建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大工工事業	木材の加工又は取り付けにより建築物を構築する工事
左官工事業	建築物に壁土、モルタル、漆喰、プラスター等をこて塗り、吹付け、はり付ける工事
屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
建具工事業	建築物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事
管工事業	給排水、衛生等のための設備を設置し又は水、ガス等を送配するための設備を設置する工事
塗装工事業	塗料、塗材等を建築物に吹付け、塗付け、はり付ける工事
内装仕上げ工事業	木材、石膏ボード、壁紙、たたみ、ビニール床タイル等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
電気工事	電気を送配するための工事

手続きのご案内

※様式はこの冊子に付けてあるものをコピーして使用できます。またホームページからダウンロードもできます。

■補助金の申請

申請者	リフォーム工事を発注する ・町民または転入者 ・空き家等情報バンクに登録をされた方（もしくは登録を希望する方）
申請時期	リフォーム工事着手前
申請先	田野町役場地域振興課
提出書類	【共通】 ①田野町住宅リフォーム補助金交付申請書 ②リフォーム工事に係る見積書の写し （複数の業者と契約をする場合は全ての見積書） ③リフォーム工事を施工する個所の工事着手前の写真 ④リフォーム工事を施工する個所の平面図 【申請者と所有者が異なる場合】 ・同意書 【リフォーム工事後転入または転居する場合】 ・申立書
その他	交付申請は、1住宅につき1回に限る

■申請内容に変更があるとき

申請者は、交付決定を受けた後に申請内容の変更・中止があるときは、田野町住宅リフォーム補助金交付変更承認申請書により届け出てください。

■実績報告書

工事完了後、次のとおり報告してください。

提出者	交付決定を受けた方
申請時期	工事完了日から15日以内または交付決定年度の3月15日のいずれか早い方
申請先	田野町役場地域振興課
提出書類	①田野町住宅リフォーム補助金実績報告書 ②リフォーム工事に係る領収書の写し （複数の業者と契約をする場合は全ての領収書） ③リフォーム工事を施工した個所の工事後の写真

■補助金の請求

提出者	交付額の確定を受けた方
申請先	田野町役場地域振興課
提出書類	①田野町住宅リフォーム補助金交付請求書 ②田野町住宅リフォーム補助金交付額確定通知書の写し

提出書類 様式一式

別記様式第 1 号	田野町住宅リフォーム補助金交付申請書
別記様式第 4 号	田野町住宅リフォーム補助金交付変更承認申請書
別記様式第 6 号	田野町住宅リフォーム補助金工事完了実績報告書
別記様式第 8 号	田野町住宅リフォーム補助金交付申請書
別記様式第 9 号	田野町住宅リフォーム補助金交付決定承継申請書
別記様式第 11 号	田野町住宅リフォーム補助金施工事業者登録申請書
別記様式第 13 号	田野町住宅リフォーム補助金施工事業者登録事項変更届
建物所有者同意書	
申立書	
委任状	

年 月 日

田野町長 様

申請者 住 所
氏 名 (印)
電話番号 ()

田野町住宅リフォーム補助金交付申請書

田野町住宅リフォーム補助金の交付を受けたいので、田野町住宅リフォーム補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

また、当該工事は田野町住宅リフォーム補助金以外の補助金交付申請を行っていないことを申告します。

記

申請住宅の所有者			
申請住宅の所在地		安芸郡田野町	
申請住宅の居住者		☐ 申請者及び家族 ☐ 空家 田野町空家バンク登録（ 済・予定 ）	
個人情報の提供に関する同意（○をつけてください）		氏名、住所、納税状況、田野町及び中芸広域連合の実施する住宅改修等に係る補助金及び助成金に関する情報を田野町が確認することに（同意します ・ 同意しません）	
施 工 業 者	名 称（個人事業の場合は事業主氏名）		
	所 在 地	安芸郡田野町 電話（ ） ー	
工 事 内 容			
工 事 費 用		工 期	年 月 日から 年 月 日まで

《添付書類》工事見積書（施工場所、内訳の分かるもの）、図面、補助対象工事を行う住宅の施工部分の工事着手前の写真、その他町長が必要と認める書類

※ここから下は記入しないでください

受 理 日	年 月 日	補助項目	☐ 一般リフォーム ☐ 重点項目
添付書類	工 事 見 積 ・ 図 面 ・ 写 真 ・ 同 意 書 ・ 申 立 書 ・ そ の 他 ()		
確認事項	☐ 住民票 ☐ 納税状況 ☐ 課税家屋 ☐ 補助金		

【特記事項】

私は、田野町各事業補助金交付規則（昭和 50 年田野町規則第 4 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に規定する排除措置対象者に該当する者でないことを誓約するとともに、申請者欄に記載した者（団体又は法人の場合はその構成員すべてを含む。）が同項に規定する排除措置対象者に該当する者でないことを、安芸警察署に照会することに対し、同意のうえで申請するものです。

年 月 日

田野町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

田野町住宅リフォーム補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 号で交付決定のあった標記補助金について、
田野町住宅リフォーム補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり
申請します。

記

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	号
中止又は変更の別	☐ 中止 ☐ 工事内容の変更		

変更の内容

	変更後	変更前
工事内容		
リフォーム工事の金額 （消費税及び地方消費税を含 む）	円	円
変更の理由		

添付書類

- （１） 変更施工場所が明示された工事内訳見積書の写し
- （２） 変更工事着手前の写真

年 月 日

田野町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

田野町住宅リフォーム補助金工事完了実績報告書

田野町住宅リフォーム補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

補助金交付決定通知	年 月 日 付け 号
補助対象工事費	円 （消費税及び地方消費税を含む）
工事内容	1 増改築 2 リフォーム（ ☐ 修繕 ☐ 補修 ☐ 模様替え ☐ 更新 ）
工事開始年月日	年 月 日 開始
工事完了年月日	年 月 日 完了
添付書類	（1） 対象工事を行った部分の工事完了後の写真（工事施工前と同じ場所から撮影したもの） （2） リフォーム工事の代金支払領収書の写し（補助金対象外工事を含む場合はその支払代金の内訳が明示されたもの）

年 月 日

田野町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

田野町住宅リフォーム補助金交付請求書

年 月 日付け 号で交付決定のあった標記の補助金について、当該リフォーム工事が完了したので田野町住宅リフォーム補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 受領方法 口座振替

【補助金払込先金融機関】

この請求に対する支払金額については、次の口座に振込みをしてください。

振 込 先	金融機関名	銀行 店 農協 店	支 支
	口座種別・番号	普通 ・ 当座 No.	
	(フリガナ)		
	口座名義人		

年 月 日

田野町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

田野町住宅リフォーム補助金交付決定承継申請書

年 月 日付け 号で交付決定のあった標記の補助金について、田野町住宅リフォーム補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり申請します。

記

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	号
決定を受けた者の氏名			
申請者との続柄			
承継を受けようとする事実発生の年月日及びその理由	年月日		
	理由		

田野町住宅リフォーム補助金施工事業者登録申請書

年 月 日

田野町長 あて

田野町住宅リフォーム補助金交付要綱第 16 条に規定する施工事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

氏 名 (法人の場合は法人の 名称及び代表者の氏名)	(フリガナ)		
	印		
住 所 (法人の場合は 事務所の所在地)	〒		
電 話 番 号		F A X 番 号	
行 う こ と が で き る 対 象 工 事 の 業 種	(建設業法に規定されている業種区分で記載して下さい。)		
個 人 情 報 の 取 り 扱 い に 関 す る 同 意 (○をつけてください)	業者名、所在地、電話番号、所属団体、保有資格、登録日について、施工事業者名簿に搭載し、町ホームページ及び当事業配布資料への掲載・情報提供に (同意します・同意しません)		

※ 印鑑は、見積書や契約等に使用するものを押してください。

※ 法人の場合は、代表者印を使用してください。個事業主の場合は、実印以外でも可としますが、ゴム印等の変形しやすいもの、認印等は使用しないでください。

【資格審査経歴書】

該当する番号を○で囲んでください。

1	町内に本店を有し、建設業法第 3 条第 1 項に規定する許可を受けている場合	
	建設業法許可番号	
	添 付 書 類	1 法人町民税に係る納税証明書(同意書に記名押印した場合は、省略可) 2 建設業法許可証明書の写し 3 法人登記簿謄本の写し
2	町内に住所又は事業所を有し、建設業法第 7 条第 2 号イに規定する経歴を有している場合	
	添 付 書 類	1 住民票 (同意書に記名押印した場合は、省略可) 2 町民税等に係る納税証明書 (同意書に記名押印した場合は、省略可) 3 卒業証明書の写し 4 実務経歴書又は裏面に記入 5 その他町長が必要があると認める書類
	添 付 書 類	1 住民票 (同意書に記名押印した場合は、省略可) 2 町民税等に係る納税証明書 (同意書に記名押印した場合は、省略可) 3 実務経歴書又は裏面に記入 4 その他町長が必要があると認める書類
3	町内に住所又は事業所を有し、建設業法第 7 条第 2 号ロに規定する経歴 (10 年以上の実務経験) を有している場合	
	添 付 書 類	1 住民票 (同意書に記名押印した場合は、省略可) 2 町民税等に係る納税証明書 (同意書に記名押印した場合は、省略可) 3 実務経歴書又は裏面に記入 4 その他町長が必要があると認める書類
	添 付 書 類	1 住民票 (同意書に記名押印した場合は、省略可) 2 町民税等に係る納税証明書 (同意書に記名押印した場合は、省略可) 3 実務経歴書又は裏面に記入 4 その他町長が必要があると認める書類

(裏)
実 務 経 歴 書

--	--

同 意 書

1	町内に本店を有し、建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている場合
	私は、住宅リフォーム補助金施工事業者登録の可否を決定するため、町職員が法人町民税等の納付状況を確認することに同意します。 田野町長 あて 氏名 印
2	町内に住所又は事業所を有し、建設業法第7条第2号イ又はロに規定する経歴を有している場合
	私は、住宅リフォーム補助金施工事業者登録の可否を決定するため、町職員が私の住民基本台帳及び町民税等の納税状況を確認することに同意します。 田野町長 あて 氏名 印

年 月 日

田野町長 様

届出者 住 所
氏 名 印
電話番号

田野町住宅リフォーム補助金施行事業者登録事項変更届

田野町住宅リフォーム補助金施行事業者に係る登録事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号	年 月 日 第 号		
変更事項	変更前	変更後	変更年月日

建 物 所 有 者 同 意 書

年 月 日

田野町長 様

(所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先 _____

下記の申請者が、私（所有者）が下記所在に所有する住宅について田野町住宅リフォーム補助金に係る申請をすることについて同意します。

申請住宅の所在地	
申 請 者 住 所	
申 請 者 氏 名	
所有者との関係	
備 考	

申 立 書

田野町長 様

(申立人)

現住所 _____

氏 名 _____

このたび、私が居住を目的とし取得した下記の住宅は、現在のところ未入居の常態にありますが、工事完了後 6 か月以内に当該住居への転居及び住民登録を行うことに相違ありません。また、この取得した住宅は自己の住宅の用に供するものであることも併せて申し立てます。

なお、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、田野町住宅リフォーム補助金の交付決定を取り消されても異議はありません。また、補助金交付後の取り消しである場合、すみやかに補助金を返還し、補助金返還について異議を申し立てません。

1. 家屋の表示

所在地 _____ 安芸郡田野町 _____ 番地 _____

家屋番号 _____

2. 入居予定日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

添付書類) 売買契約書の写しもしくは登記完了証 (もしくは登記事項要約書) の写し

委 任 状

(代理人) 住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先 _____

私は上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任しますので、下記の書類の交付及び田野町住宅リフォーム補助金交付申請書の受理をお願いします。

委任事項

1. 田野町住宅リフォーム補助金の交付申請書の提出
2. 田野町住宅リフォーム補助金の交付申請書申請人の納税証明書の取得
3. 田野町住宅リフォーム補助金の交付申請書申請人の住民票の取得

委任者（田野町住宅リフォーム補助金の交付申請書申請人）

住所 _____
氏名 _____ (印)
連絡先 _____

Q & A

Q.賃貸住宅（アパートなどの共同住宅）は対象になりますか。

A.対象外です。

Q.現状田野町に所有する住宅には私（申請者）は住んでいませんが、リフォーム後賃貸として貸そうと考えています申請できますか。

A.一戸建て住宅で、空家バンクに登録することを了承いただけるなら対象となります。

Q.賃貸ではなく売買希望の空家情報バンクに登録希望です、対象となりますか。

A.空家情報バンクに登録する場合は対象です。

Q.家屋の所有者は父で申請人と同一ではありませんが対象となりますか。

A.所有者の同意があり、同意書が提出できるなら可能です。

Q.田野町にある中古住宅を購入した（もしくは田野町に相続した住宅がある）が、リフォーム後に転入予定である。申請は可能ですか。

A.リフォーム後転入する旨の申立書を提出していただけるなら申請可能です。

Q.店舗は申請可能ですか。

A.対象外です。

Q.店舗併用住宅ですが、申請は可能ですか。

A.居住部分が、総床面積の2分の1以上であること。また対象工事は居住に関係のある部分のみであることに注意し、対象工事費用の中に店舗部分を含んでいなければ申請可能です。

Q.車庫や倉庫は該当しますか。

A.直接居住に関係のない部分なので対象外です。

Q.申請は年度が変われば再度申請できますか

A.申請できません。1つの敷地内の住宅に対し1回のみなので注意してください。ただし、同一敷地内に専用住宅が2棟建っていて居住している世帯が違う場合（それぞれの家に台所・お風呂・トイレ・寝室があり独立した生活を行っている場合）はそれぞれ申請することができます。

Q.既製品の購入は対象外と聞きましたが、ユニットバスなども対象外ですか。

A.取り付け工事が伴うのであれば、ユニットバス、システムキッチン、トイレ、洗面台、換気扇、雨戸（シャッター）、窓や玄関などの建具、エコキュートやガス給湯などの給湯設備の購入なども対象費用に含めます。ただし事務所内など居住部分以外のトイレやキッチンなどは対象ではありません。

Q.浄化槽の補助金を受けるのですが、トイレなどの工事を申請できますか。

A.同一工事であれば申請できませんが、工期や見積・請求などが別であれば申請は可能です。

Q.去年耐震補強の補助金で改修を行った住宅は申請できますか。

A.田野町住宅リフォーム補助事業の補助金は1回のみなのでできませんが、これ以外の補助金であれば、工事が別ですので申請は可能です。

Q.庭に子ども部屋を増築しようと思っていますが、対象になりますか。

A.別棟になるばあいは対象外です。ただし、今ある住宅に連結している場合は可能です。

Q.木工事ばかり（カウンターをつくる、押入れをクローゼットに変更する、玄関収納をつくるなど）なのですが、申請はできますか。

A.既製品の設置は対象外ですが、大工等がつくった家に固定されるタイプのものでは申請できます。

Q.二重サッシにする場合や、網戸をつける場合などは対象ですか

A.居住部分であれば対象です。

Q.以前店舗だった部分を、居室に変更する場合は申請できますか。

A.居宅に変更する場合は対象となりますが、逆の店舗に変更する場合は対象外です。

Q.カーポートをつくりたいのですが、申請できますか。

A.対象外工事となります。

Q.ブロック塀を植木の塀に変更する場合は対象となりますか。

A.対象となりますが、ブロック塀の補助金は別途あり、そちらの方が有利な場合もありますので相談してください。

Q.太陽光発電装置の設置は対象ですか。

A.対象外です。

Q.二間であった部屋を一間に変更するなどの間取りの変更工事は対象ですか。

A.対象となります。

Q.ロフト（小屋裏収納）をつくる場合は対象となりますか。

A.対象となりますが、天井高が1.4m以上あればロフト部分は増築とみなし固定資産税に影響があります。

Q.蛍光灯をLEDに替える工事を行おうと思っていますが対象ですか

A.配線工事や埋め込み式のダウンライトの設置に伴う工事費は対象となりますが、LED電球など照明器具の購入は対象外です。

Q.給湯器が故障したので修理を行おうと思いますが、修理代も対象となりますか。

A.対象外です。

Q.工事が終わっていますが、申請できますか。

A.決定通知前に工事を始めた場合は対象外となります。

Q.受付期間内ならいつでも申請できますか。

A.受付終了前に申請額が予算額に到達した場合はその時に受付期間が終了します。その場合は申請できません。

Q.指定業者を紹介してもらえますか。

A.個人で営業を行う大工や左官などがいるため町は全てを把握しておりません。このため、町で紹介やあっせんはできませんが、住宅リフォーム補助金の対象工事は、施行事業者登録を受けた事業者の行う工事に限られます。なお、登録を受けている施行事業者は、施行事業者一覧よりご確認ください。

Q.自分で材料を買ってきてリフォーム工事を行う場合は対象になりますか。また、大工さん本人が自宅をリフォームする場合は、補助対象となりますか。

A.対象になりません。町内施工登録業者と請負契約を締結する工事が対象です。

Q.所有が共同名義なのですが、申請は共同名義で行うのですか。

A.共同名義の場合は、その中の一人が代表となり申請してください。また他の所有者は工事に係る同意書を提出していただきます。

Q.工事を行う業者は、何か資格を持っていないといけないのですか。

A.施行事業者登録を行うに当たり、要件を定めてあります。

Q.庭にウッドデッキをつくりたいのですが対象ですか。

A.外構工事となりますので、対象外です。

Q.太陽光を利用した太陽熱温水器は対象となりますか。

A.配管等の工事が伴うものであれば対象となります。

Q.エネファームは対象となりますか。

A.国の補助金がありますので、対象外とします。

Q.住宅エコポイントとの併用は可能ですか。

A.住宅エコポイントのみ併用は可能です。

Q.郵送でも申請できますか。

A.郵送では受付できません。窓口へ申請書類を持参してください。

Q.申請書はどこで配布していますか。

A.役場窓口での配布と町ホームページで様式をダウンロードできます。

Q.解体費は補助の対象外なのですか。

A.解体のみであれば対象外ですが、リフォーム工事に伴う内装等の撤去費は対象となります。

Q.二世帯住宅はそれぞれ申請できますか。

A.1回のみの申請となります。

Q.添付書類がすぐに用意できないのですが、申込予約はできますか。

A.申込予約はできません。また添付書類の不備があれば受付はできませんので注意してください。

Q.複数の業者と契約して工事を行う（例えば大工と左官と水道工事事業者）場合は対象となりますか。

A.複数の見積書をもとに、助成対象工事費を合算して算出し、申請していただくことは可能です。

Q.古くなった給湯器を新しいものに変更する場合は対象となりますか。

A.機材の更新だけであれば備品購入のみとなりますので対象外となります。

Q.補助金はどのくらいもらえるのですか。

A.補助対象工事費の20%（その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を限度としますが、補助金が30万円を超えるときは30万円とします。

また、定住促進事業は補助対象工事費の30%（その額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）で、補助金が40万円を超えるときは40万円とします。

Q.リフォーム工事の時期は未定ですが、とりあえず申請だけ行うことはできますか。

A.申請には、工事業者の見積書や図面、工事個所の写真など添付書類をつけないと申請は受付できません。そのため、リフォーム工事の内容が具体的になっていない段階での申請はできません。

また、当該年度の3月15日までに工事完了実績報告書や工事に係る領収書、工事個所の完成写真等を提出する必要があります。

Q.補助金の申請が多い場合、補助金をうけられないことがありますか。

A.補助金の交付決定は、予算の範囲内において決定しますので、予算に達した日をもって申請の受付を終了します。申請総額が予算額に達した日に、予算額を超える申請があった場合は、予算額に達した日に受付をした方の中から抽選により補助金対象者を決定します。

Q.今回リフォーム補助金の交付決定額は18万円でした。限度額は30万円なので、のこりの12万円を2回目の申請とすることはできますか。

A.申請は1回限りですので、申請できません。

Q.同居している家族の中に税の滞納があります。申請できますか。

A.申請者の世帯に滞納者がいる場合は補助対象外となります。

Q.ハウスクリーニングや、配管の清掃費用などは補助対象ですか。

A.補助対象外です。

Q.シロアリの駆除費用は補助対象になりますか。

A.防虫・消毒などの薬剤散布・塗布は補助対象外になります。ただし、シロアリ駆除後の家の修復や取替えについては補助対象です。

Q.新築は対象となりますか。

A.対象外です。

Q.窓の取替え（１０万円）と壁の張替（１２万円）、エアコンの取り付け（１０万円）の工事を行いました。工事費が３０万円を超えていますので申請できますか。

A.エアコンの取り付けは対象外ですので、補助対象工事費は２２万円になります。補助対象工事費が３０万円以上という要件にあてはまりませんので、この内容であれば補助金の対象外となります。

Q.現地確認はありますか。

A.決定通知前と完了報告後に現地調査を行いますが、書類審査のみで十分である場合は現地調査を行わないことがあります。

Q.３月１５日までに工事が完了しません、どうすればいいですか。

A.３月１５日までに報告書等が提出できない場合は取り消しとなります。翌年度に繰り越すことはできませんので、余裕をもって申請をしてください。

Q.中古住宅を購入し、リフォームする場合、購入費用も対象となりますか。

A.購入費用は対象外です。

Q.実施する工事が補助対象となるかわからない場合はどうすればいいですか。

A.申請前にお手数ですが、実施する工事の見積金額と工事の説明ができる方が地域振興課のリフォーム補助金担当までご相談ください。

Q.リフォーム工事中の転居費用は補助対象ですか。

A.対象外です。

Q.工事費は３０万円以上かかりますが、業者が町内業者と町外業者両方になります。この場合申請できますか。

A.施工事業者登録をしている業者の行う補助対象工事のみが補助対象工事費として計算されますので、その補助対象工事が３０万円を超える場合は申請できます。このとき、町外業者及び施工事業者登録を受けていない業者の行う工事費はたとえ補助対象工事であっても補助対象外となります。

Q.ビルトインガレージの工事費は補助対象となりますか。

A.車庫部分は対象外です。

Q.町内業者が施工していることの確認は

A.町外の下請けに全部委託の場合は補助対象外。

Q.さしかけは対象になるか？

A.さしかけは対象外とします。

Q.工事費には、材料代を含むのか？

A.工事費には、対象工事であれば大工等への人役や材料代すべて含むことができます。

Q.複数の町内業者に依頼しているのだが、申請書の業者名はすべて書くのか？

A.施工事業者登録を受けた事業者の確認の為、申請書にはすべての業者名を記入のうえ、見積書も添付してください。

Q.施工事業者登録を行いたいのですが、どうすればよいですか。

A.申請書に必要な応じた書類を添付し、役場地域振興課まで提出してください。

申請書は、役場地域振興課で入手することができます。また、町ホームページからダウンロードも可能です。

ご不明な点は相談に応じさせていただきますので、遠慮なくご相談ください。

Q.リフォーム工事を業者に依頼したいのですが、登録業者はどのように調べたらよいですか。

A.町ホームページに登録者名簿を掲載しておりますので、ご確認ください。

お問合せ先

田野町役場地域振興課 高知県安芸郡田野町 1828 番地 5

☎0887-37-9316

✉chiiki@town.kochi-tano.lg.jp